

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、予算の範囲内において、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、高齢者施設等のサービスの質の確保及び業務継続を支援することとし、その交付にあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者施設等 介護保険法及び老人福祉法に規定する次に掲げるサービスを提供する事業所をいう。

- ア 介護老人福祉施設
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護医療院
- エ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- オ 認知症対応型共同生活介護
- カ 小規模多機能型居宅介護
- キ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ク 短期入所生活介護
- ケ 軽費老人ホーム
- コ 養護老人ホーム
- サ 通所介護
- シ 通所リハビリテーション
- ス 地域密着型通所介護
- セ 認知症対応型通所介護
- ソ 訪問介護
- タ 訪問入浴介護
- チ 訪問看護
- ツ 訪問リハビリテーション
- テ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ト 居宅介護支援

ナ 介護予防支援

(2) 前号に掲げる高齢者施設等には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型及び訪問型サービスの指定を受けたものも含むものとし、空床利用型及びみなし指定の高齢者施設等は含まないものとする。

(3) 法人等 第1号に掲げる高齢者施設等を運営する法人をいう。

(申請者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、新潟市内に住所を有する高齢者施設等を運営する法人等とする。ただし、下記の高齢者施設等は除く。

(1) 令和8年2月1日現在において事業の開始又は再開から2月以上経過していない高齢者施設等

(2) 令和8年2月1日以降に事業を開始する高齢者施設等

(3) 申請時点で休止又は廃止している高齢者施設等 ただし、感染症発生に伴う一時的な休止の場合を除く。

(4) 事業を継続する意思がなく、令和7年度中に休止又は廃止を予定している高齢者施設等

(5) 国、独立行政法人、県、市（市が委託又は指定管理者により管理運営する施設を除く。）が運営する高齢者施設等

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合は、支援金を交付しない。

(支援金の額及び算定方法)

第4条 支援金の額及び算定方法は、別表に定める施設及びサービスの区分ごとに交付することとする。

2 第2条第2項アからセの高齢者施設等については別表に定める施設及びサービスの金額に、令和8年2月1日時点において、本市の指定、許可又は認可されている定員（小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）については宿泊定員）を乗じて得た額とする。

3 第2条第2項ソからナの高齢者施設等については別表に定める施設及びサービスの額とする。

4 法人等において複数の高齢者施設等を運営している場合は、合算して交付することとする。

5 支援金の交付は、一の法人につき1回とする。

(申請方法)

第5条 申請者は、支援金の交付を受けようとする場合、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付決定及び交付額確定通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書兼支援金確定通知書(別記様式第2号)により通知する。

(検査及び報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告もしくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の法人等の事務所及び高齢者施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者へ質問させるものとする。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定による検査で交付決定を受けた者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(別記様式第3号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 前条の規定により支援金の交付の決定の取消しを受けた者は、当該取消しにかかる部分について、既に支援金の交付を受けているときは、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金返還命令書(別記様式第4号)に基づき、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

高齢者施設等	支援金の額 (円)
ア 介護老人福祉施設	定員1人あたり 20,600円
イ 介護老人保健施設	
ウ 介護医療院	
エ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
オ 認知症対応型共同生活介護	
カ 小規模多機能型居宅介護	
キ 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
ク 短期入所生活介護	
ケ 軽費老人ホーム	
コ 養護老人ホーム	
サ 通所介護	
シ 通所リハビリテーション	
ス 地域密着型通所介護	
セ 認知症対応型通所介護	
ソ 訪問介護	1事業所あたり 48,000円
タ 訪問入浴介護	
チ 訪問看護	
ツ 訪問リハビリテーション	
テ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
ト 居宅介護支援	1事業所あたり 40,000円
ナ 介護予防支援	

※別表に掲げる高齢者施設等には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型及び訪問型サービスの指定を受けたものも含むものとし、みなし指定の高齢者施設等は含まないものとする。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所
法人名
代表者 職・氏名

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金の申請者としての要件を満たしているため、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請・実績報告額 円

2 対象事業所及び算定方法

別紙 対象事業所内訳書のとおり

(別紙)

対象施設・事業所内訳書

(1) 法人情報

申請日	法人名	電話番号	担当者

(2) 振込先 (法人にまとめて振り込みます)

金融機関	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人

(3) 対象施設・事業所内訳

事業所番号	施設・事業所名	施設・サービス種別	定員数(※)	支援金額(円)

※小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)は宿泊定員
(申請にあたり、確認のうえ、下記□にレを記入してください。)

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 私は、上記の対象事業所等記載内容に誤りがないことを確認しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の対象事業所について、令和7年度中は休止・廃止する予定がなく、業務継続を行います。</p> |
|--|

3 交付申請にあたっての誓約

(申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記3つの□にレを記入してください。)

(要綱に関する事項)

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱の内容をすべて確認し、承諾しました。

要綱一部抜粋

(検査及び報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の法人等の事務所及び高齢者施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(暴力団排除に関する事項)

私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。

※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、支援金等申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

**新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書
兼支援金確定通知書**

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業に対する支援金について、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので、新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 支援金の名称

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金

2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額

円

（不交付の理由）

別記様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 支援金の名称

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金

2 交付決定額

円

3 交付決定取消額

円

4 取消理由

別記様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金返還命令書

令和 年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）
新潟市高齢者施設等物価高騰対策支援金について、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

円

2 返還期限

3 返還理由